

ブックイズ!?

今回は、絵本のクイズを出すよ。3つの中から答えを選んでね。答えを探しに図書館にきてね!

『やさしいライオン』(やなせたかし作・絵/フレーベル館)にでてくる、ライオンをそだてたおかあさんは次のうちどれ?

① ねこ ② いぬ ③ ライオン

読み聞かせにこの1冊

絵本の世界へご招待

『おかあさん、すごい!』
スギヤマカナヨ 著
赤ちゃん和妈妈社(所蔵館:石川)

おいしいご飯やかわいいズボンが作れて、なんでも知っているおかあさんって、本当にすごい!でもそんなおかあさんにも、苦手なものやできないこと、失敗もたくさんありました…。

子どもとともに成長するおかあさんの姿を描いた親子で読みたい絵本です。

カラダ★メンテナンス

新年度が始まってもうひと月がたちました。新しい仕事や学校、そしてかつてない大型連休。新しいこと続きで緊張している心と身体をリラックスさせる本をご紹介します。

『ハーブティーブレンド100』 しばたみか 著/山と溪谷社
薬に頼らずに毎日を過ごしたいという著者の思いから生まれた本書。代表的なハーブの解説の他、さまざまな症状別に効くハーブティーが紹介されているので、思わず試飲してみたくなる一冊です。(一般書) 所蔵館 中央

『ずぼら養生レシピ』 まつむらけいこ しみずのりこ 監修/主婦の友社
とにかくだるい、疲れやすい…。そんな「お疲れ体質」に困っていませんか?早めに養生して「お疲れ体質」から卒業しましょう。作り置きできる「ずぼら養生スープ」や「タイプ別お疲れ克服レシピ」が満載です。(一般書) 所蔵館 石川

『ゆるレシピでからだクリーニング』 おおこしさとこ 大越 郷子 水野 香織 著/小学館
胃腸にやさしい和食とアーユルヴェーダ料理の「ゆるレシピ」。消化によい食品選びや調理方法も紹介されていて分かりやすい内容となっています。胃腸を労わり、食事で疲れを解消しましょう! (一般書) 所蔵館 勝連

図書館の利用について

【貸出】・ご本人の利用カードが必要です。
・2週間20点まで貸出ができます。
【延長】・貸出期限内で、資料への予約があれば1回の延長ができます。
・延長の際も利用カードが必要です。
・電話やホームページからも延長ができます。
【返却】・カウンターへお返しください。
・図書館閉館時には、「本と雑誌」のみブックポストへ返却できます。
【館内】・静かに過ごしましょう。
・携帯電話等の使用はご遠慮ください。
・飲食は禁止しています。ガムや飴もご遠慮ください。
*ご不明な点がありましたら図書館へお問い合わせください。

☆ 借りた資料は、中央館・石川館・勝連館、どの図書館でも返却できます。
☆ 図書館にない本は、リクエストすることができます。

今月のおすすめ資料

図書館では、毎月テーマ別に特集を組んでたくさんの資料を展示・紹介しています。

★今月のテーマ★

中央館:「平成」を振り返る。(一般)
ぼく・わたしの おかあさん(児童)

石川館:図書館においでよ(一般)
きょうは どこに行く?(児童)

勝連館:やさい おやさい
☆館内利用者用コンピュータ端末およびホームページからご覧になれます。

行事案内 (5月中旬～6月初旬)

行事	日時	サークル名等	
中央	あかちゃんのためのおはなし会	5月16日(木) 午前11時～	フォリエ
	おはなしの部屋	5月25日(土) 午前10時30分～	あさがおの会
	おはなし会	6月8日(土) 午後3時～	図書館スタッフ
石川	おはなしワールド	5月18日(土) 午前10時30分～	サークルピピ
	Let's go としょかんだより	6月1日(土) 午前10時30分～	サークルピピ
勝連	おはなし会	毎週金曜日 午前10時30分～	ラビット
	こどもの読書週間行事 トイレットペーパーの芯でつくろう! たのしいおもちゃ	5月18日(土) 午前10時～11時 午後2時～3時	受付:4月26日(金) 午前10時～ 定員:各先着5組 対象:市内在住親子
	おはなしパラダイス	6月8日(土) 午前10時30分～	すだち

■ 毎週月曜日
■ 5月1日(水) 天皇の即位の日～5月7日(火) 館内整理日
■ 5月23日(木) 館内整理日

図書館休館日

年金だより

平成31年4月から国民年金第1号被保険者の産前産後期間の国民年金保険料が免除される制度が始まりました。

市民課 国民年金係 ☎973-5498

次世代育成支援の観点から、国民年金第1号被保険者が出産した際には出産前後の一定期間の国民年金保険料が免除される制度が始まりました。

対象の方は、お早目にうるま市国民年金係の窓口で免除申請手続きをおすませてください。

よくある質問 Q & A

Q1 平成31年3月に出産しましたが、何月分の保険料から産前産後の保険料免除が適用されますか?
A1 施行日が平成31年4月ですので、平成31年4月分、5月分の保険料が免除となります。

Q2 産前産後期間の免除は、年金額を計算するときに免除期間として扱われますか?
A2 産前産後期間として認められた期間は、将来、被保険者の年金額を計算する際は、保険料を納めた期間として扱われます。

Q3 産前産後期間は、付加保険料を納付することができますか?
A3 産前産後期間について保険料は免除されますが、付加保険料は納付することができます。

Q4 出産後に届け出することはできますか?
A4 出産後でも届出することができます。この場合の産前産後期間は、出産月の前月から出産月の翌々月までの4か月間となります。また、多胎出産の場合、産前産後期間は、出産月の3か月前から出産月の翌々月までの6か月間となります。

Q5 保険料を前納していますが、産前産後期間の保険料は還付されますか?
A5 保険料を納付されている場合、産前産後期間の保険料は還付されます。

Q6 産前産後期間の免除の申込みを行いたいのですが、何か必要な書類はありますか?
A6 出産前に届書を提出する場合には、母子健康手帳などをお持ちください。また、出産後に届書の提出をする場合には、出産日は市で確認できるため原則不要です。ただし、被保険者と子が別世帯の場合、出生証明書など出産日及び親子関係を明らかにする書類をお持ちください。

追納制度

保険料免除や納付猶予などで承認された期間は、10年以内(例えば平成31年4月分は令和11年4月末まで)であれば、免除された保険料をあとから納付すること(追納)ができます。

なお、保険料の免除や納付猶予などの承認を受けた年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合は、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。加算額が低く済むよう、お早めに追納することをおすすめします。

追納は保険料が高くなることであっても安くなることはありません。

学生であっても経済的に余裕がある場合は、学生納付特例を利用せずに保険料を納めることをおすすめします。

日本年金機構ホームページから届出用紙や記入の方法をダウンロードすることができます。
日本年金機構ホームページ <https://www.nenkin.go.jp/>

